○人事委員会委員選任

福田雅汎委員は、七月三十一日任期満了し、八月一日次の者が選任された。

人事委員会委員　吉岡　正憲

神戸市

○人事委員会委員選任

橋口秀志委員は、七月三十一日任期満了し、八月一日次の者が選任された。

人事委員会委員　川野　理

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、八月十五日午前十一時四十分御出門、全国戦没者追悼式に御臨席のため、日本武道館（千代田区）へ行幸啓、午後零時三十分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、八月二十日ハンガリー国の国祭日につき、同月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録船舶職員養成施設の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十八の規定により次の船舶職員養成施設を登録したので、同法第十七条の十九において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十七年八月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一) 登録年月日　平成二十七年八月十三日

(二) 登録番号　第六十一号

(三) 登録船舶職員養成施設の名称　株式会社日本船舶職員養成協会西日本

(四) 登録船舶職員養成施設の住所　福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二―一

(五) 代表者の氏名　中野　隆

(六) 登録船舶職員養成事務を行う事務所の名称及び所在地並びに登録船舶職員養成施設の種類及び区分

登録船舶職員養成事務を行う事務所の名称及び所在地	登録船舶職員養成施設の種類及び区分
株式会社日本船舶職員養成協会西日本 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二―一　日本生命博多駅前ビル三階	六級海技士（航海）第二種養成施設
株式会社日本船舶職員養成協会西日本　長崎事務所 長崎県長崎市中町一―二十五	
株式会社日本船舶職員養成協会西日本　九州海技学院 熊本県宇城市三角町三角浦一一九三	
株式会社日本船舶職員養成協会西日本　中国事務所 広島県広島市中区本通六―十一　明治安田生命広島本通ビル7階	
株式会社日本船舶職員養成協会西日本　沖縄事務所 沖縄県那覇市泊三―一―八　ＪＥＩＳ沖縄ビル一階	

四国地方整備局公示

吉野川水系今切川において河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七十五条第三項及び第四項の規定に基づき措置した船舶等（以下「物件」という。）について、当該物件の所有者、占用者その他物件について権原を有する者に対し、当該物件を返還するため、河川法施行令第三十九条の三第一項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十七年八月二十一日

四国地方整備局長　石橋　良啓

一　保管した物件の名称又は種類及び数量

小型船舶　六隻

船外機エンジン　一台

二　保管した物件の所在していた場所及び当該物件を除却した日

(1)　保管した物件の所在していた場所

徳島県板野郡松茂町広島字南三向地先一級河川吉野川水系今切川（左岸四ｋｍ五付近）

(2)　当該物件を除却した日

平成二十七年七月二十四日

三　当該物件の保管を始めた日及び保管の場所

(1)　当該物件の保管を始めた日

平成二十七年七月三十日

(2)　保管の場所

徳島県板野郡北島町高房字百庵ノ前地先

四　その他

返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を掲示し、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所河川占用調整課に申し出るものとする。

五　問い合わせ先

徳島県徳島市上吉野町三丁目三十五番地

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所河川占用調整課

電話〇八八―六五四―九二七〇

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ノースウエスト航空日本支社労働組合から、整理解雇の撤回等の要求に関して、平成27年８月24日以降、同組合の組合員が従事するデルタ航空会社の全職場（千葉県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年８月21日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

近畿地方交通審議会は、近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第１号）、近畿海上旅客運送業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第２号）及び近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年近畿運輸局最低賃金公示第１号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に近畿運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号540―8558大阪府大阪市中央区大手前四丁目１番76号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　近畿運輸局の管轄区域（兵庫県の区域を除く。）

３　適用する使用者

(1)　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　鋼製はしけ

④　木船